平成２１年（フ）第２７１１号
名古屋市北区東長田町４丁目45番地せいわマンション302号
債務者　土居　有記
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３１５６号
名古屋市北区北久手町78番地Ａ－２
債務者　藤田　尚美
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１２９８号
神戸市北区北五葉７丁目１番12―408号、前住所兵庫県小野市黒川町12番地の５
債務者　藤本　龍二
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２９９号
神戸市北区北五葉７丁目１番12―408号、前住所兵庫県小野市黒川町12番地の５
債務者　藤本　茂美
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５５０号
神戸市北区甲栄台４丁目７番56―25号、従前の住所神戸市北区筑紫が丘６丁目３番地の17
債務者　柴田　裕美
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５８４号
神戸市北区有野台１丁目６番Ａ９棟101号
債務者　林　　吉治
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６２１号
神戸市灘区大内通２丁目10番10―301号
債務者　大西　　薫
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０３号
長崎県雲仙市国見町多比良丁138番地
債務者　大久保知子
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで　長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２１年（フ）第８０１号
愛知県豊田市三箇町溝下３番地３
債務者　末森　利則
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第７４７号
奈良市秋篠町828番地　早月苑105号
債務者　大西　陽子
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで　奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第１９５号
宮城県東松島市矢本字上河戸86番地１
債務者　小野寺篤子（旧姓武山）
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで　仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第２０４号
宮城県東松島市矢本字上河戸109番地２
債務者　庄司　幸子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで　仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第２０８号
宮城県石巻市渡波字新千刈150番地１
債務者　平塚恵美子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで　仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第１６８６号
名古屋市北区如意１丁目56番地
債務者　梅景　留美
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２３９２号
愛知県春日井市前並町２丁目７番地15
債務者　友清麻友美
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１１５号
熊本県玉名市岱明町西照寺79番地81
債務者　西川　寛子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで　熊本地方裁判所玉名支部

平成２１年（フ）第１１６号
熊本県玉名郡玉東町大字木葉1022番地１
債務者　奥野　善行
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで　熊本地方裁判所玉名支部

平成２１年（フ）第１１７号
熊本県玉名市築地226番地１ロイヤルハイツ301号
債務者　三枝　敬弘
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで　熊本地方裁判所玉名支部